

## 平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：健康局

事業名	がん対策情報センター																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 4 国が政策医療として担うべき医療（政策医療）を推進すること</p> <p>施策目標 4-1 政策医療を向上・均てん化させること</p> <p>個別目標 2 政策医療の均てん化を図ること（独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）</p>																		
事業の概要	<p>がん医療水準均てん化の推進に資するため、国立がんセンターにがん対策情報センターを設置し、国民・患者に対する最新情報の提供、がん診療施設に対する診療支援、医療従事者に対する研修、臨床研究・治験の基盤整備等の研究支援などを行うとともに、がん死亡率、罹患率、生存率をはじめとするがん対策の企画立案に必要な基礎データの蓄積など、がん対策に関連する様々な情報の収集、分析、発信等を行う。</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(有効性の評価) 都道府県及びがん診療連携拠点病院と連携しつつ、がん専門医等がん医療専門スタッフの育成、放射線画像・病理診断の支援、標準治療の普及、臨床試験・治験の推進等を行うことにより、がん医療水準均てん化の推進につながっている。 また、がんに関する正確かつ適切な情報の提供を医療関係者、患者向けに行うとともに、がん診療連携拠点病院等に設置される相談支援センターと連携して、これらの情報が個別患者に提供されることにより、患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応しており、がん医療の均てん化に有効であった。</p> <p>(2) 効率性の評価</p> <p>●手段の適正性 国立がんセンターは、がん対策の中核機関として、診療、研究、研修の中心的役割を担っており、臨床試験の実施体制、診療ガイドライン、海外の最新医療情報等の知識・技術の蓄積があるとともに、種々のがん領域の診断専門家や、教育研修用に活用可能な資源（放射線画像、病理組織等）が揃っている。これらを有効に活用することは効率的・効果的であった。 また、個々の患者の個別具体的な相談に対しては、地域の実情等を熟知するがん診療連携拠点病院の相談支援センターを窓口にするにより、適切な情報提供を行うことができた。 がん医療水準の均てん化を推進し、国民・患者のがん医療に対する満足度を向上させるためには、このようながん情報提供ネットワークは効果的・効率的であった。</p> <p>●費用と効果の関係に関する評価 がん対策情報センターと、がん診療連携拠点病院の相談支援センターとによるがん情報提供ネットワークの運用により、診療連携の円滑化等が進み、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながったと考えられる。</p>																		
	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 また、がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）の進捗状況を踏まえた評価を行い、必要に応じて同計画の見直し等を行うこととしている。</p> <p>(概算要求額：2,082百万円)</p>																		
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="331 1765 1453 1989"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="339 1765 735 1848">アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）</th> <th data-bbox="735 1848 874 1877">H16</th> <th data-bbox="874 1848 1013 1877">H17</th> <th data-bbox="1013 1848 1152 1877">H18</th> <th data-bbox="1152 1848 1291 1877">H19</th> <th data-bbox="1291 1848 1445 1877">H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 1877 735 1989">1 75歳未満年齢調整がん死亡率の20%減少（平成17年度死亡率を基準とする）/平成27年度</td> <td data-bbox="735 1877 874 1989">94.9 【 -%】</td> <td data-bbox="874 1877 1013 1989">92.4 【 -%】</td> <td data-bbox="1013 1877 1152 1989">90.0 【12.0%】</td> <td data-bbox="1152 1877 1291 1989">88.5 【19.5%】</td> <td data-bbox="1291 1877 1445 1989">未集計 【 -%】</td> </tr> </tbody> </table>						アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）		H16	H17	H18	H19	H20	1 75歳未満年齢調整がん死亡率の20%減少（平成17年度死亡率を基準とする）/平成27年度	94.9 【 -%】	92.4 【 -%】	90.0 【12.0%】	88.5 【19.5%】	未集計 【 -%】
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）		H16	H17	H18	H19	H20													
1 75歳未満年齢調整がん死亡率の20%減少（平成17年度死亡率を基準とする）/平成27年度	94.9 【 -%】	92.4 【 -%】	90.0 【12.0%】	88.5 【19.5%】	未集計 【 -%】														

(調査名・資料出所、備考)  
 人口動態統計によりがん対策情報センターにおいて算出 (H20のデータについては未集計)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)

がん対策推進基本計画

平成19年6月15日

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

がん医療に関する相談支援及び情報提供

(現状)

がん対策情報センターにおいては、様々ながん対策に関連する情報の効果的・効率的な収集、分析、発信等に不可欠な中核的組織として、相談支援センターとの「情報提供ネットワーク」により、情報提供体制の整備に努めている。また、相談支援センターにおける相談を支援するためのがん医療に関する一般的な情報を提供するとともに、相談支援センターの相談員に対する研修を行っている。

がん対策情報センターにおいては、国及び都道府県が実施するがん対策に関する国民の理解を促進するため、各都道府県と協力し、がん情報サービス向上に向けた地域懇話会(以下「地域懇話会」という。)を開催している。

(取り組むべき施策)

国民が、がんをより身近なものとして捉えるとともに、がん患者となった場合でも適切に対処することができるようにする必要がある。

また、進行・再発がん患者に対する誤解を払拭することも重要である。

このため、がん対策情報センターにおいて、がんに関する正しい情報の提供を一層強化するとともに、引き続き地域懇話会を開催する。加えて、地方公共団体や企業等とも協力しつつ、がん年齢に達する前の早い段階からがんに関する知識を国民が得られるようにすることに努める。

また、拠点病院においては、がん患者及びその家族に支援を行っているボランティア等の受け入れを行うとともに、国民に対して緩和ケアをはじめとするがん医療を身近なものとして感じてもらえるように努める。

がんに関する情報は、がん患者の立場に立って、様々な手段を通じて提供される必要がある。

このため、がん対策情報センター「がん情報サービス」の内容を充実するとともに、相談支援センターにおける電話やファックス、面接による相談等を着実に実施していく。

また、インターネットの利用の有無に関わらず、得られる情報に差が生じないようにする必要のあることから、がんに関する情報を掲載したパンフレットやがん患者が必要な情報を取りまとめた患者必携を作成し、拠点病院等がん診療を行っている医療機関に提供していく。

がん対策情報センターにおいて、引き続き相談支援センターの相談員に対して研修を行う。

相談支援センターには相談員が専任で配置されているが、がん患者の生活には療養上様々な困難が生じることから、適切な指導助言を行うため、相談員を複数人以上専任で配置すること等が望まれる。

その際には、相談支援に関し十分な経験を有する看護師等の医療従事者や患者団体等との連携について検討する。

また、がん患者本人はもとより家族に対する心のケア(精神的支援)が行われる相談支援体制を構築していく。

がん患者や家族等が、心の悩みや体験等を語り合うことにより、不安が解消された、安心感につながったという例もあることから、こうした場を自主的に提供している活動を促進していくための検討を行う。

がん対策情報センターにおいては、拠点病院等との連携強化など、情報収集が円滑に実施できる体制整備を推進する。

その上で、がんに関する一般的な情報のほか、拠点病院における手術件数や放射線治療件数等については、総合的に提供していく。

一方で、今般の医療制度改革を踏まえ創設した医療機能情報の提供制度においては、がんに関する事項を含め、各都道府県における医療機能情報をわかりやすく提供していく。

がん対策情報センターについては、専門家及びがん患者の意見を聞きつつ、企画立案、医療情報提供、がんサーベイランス、臨床試験支援、診療支援、研究企画の業務を実施し、その機能を更に充実させることが望まれる。

生存率等の情報を積極的に公開していくことは重要である。ただし、がん患者及びその家族の心理面等に配慮し、がんに関する情報提供の在り方を工夫していくことが望まれる。また、必要に応じて、抗がん剤に関する安全性情報の提供等を行っていく。

「いわゆる健康食品」については、正しい知識の普及、健康被害の未然防止や拡大防止のため、科学的根拠のある情報を継続的に収集・蓄積などし、幅広く情報提供していく。

(個別目標)

原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、相談支援センターを概ね1箇所程度整備するとともに、すべての相談支援センターにおいて、5年以内に、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置することを目標とする。

また、がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させるとともに、当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加させることを目標とする。

加えて、当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるようにすることを目標とする。

さらに、拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させることを目標とする。